

【Xの役員に就任したことがある被告】

(別表2-2)

氏名	会社名	役職	役員在任期間																								証拠	原告らの主張				
			S56	…	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20			H21	H22	H23	H24
被告X1	X S56.12.18設立	取締役																												甲30の3	被告X1は、Xの取締役として、オーナー契約頭数に比して繁殖牛数が不足する常況にあったことを認識していたことからすれば、繁殖牛数がオーナー契約頭数を充足するまで新規オーナーを募集するのを取りやめさせるべき注意義務及び任務を負っていたのにこれを怠った。	
	被告H H8.11.28設立	取締役																												甲89の1	被告X1は、オーナー契約頭数に比して繁殖牛数が不足する常況にあったこと、それなのにXが新規オーナーの募集を継続していること、Xのビジネスモデルが破綻必至であること、出資法や特定商品預託法違反であることを認識していたことからすれば、被告H、I、O及びDの代表取締役、取締役及び監査役として、これらの会社がXの違法な和牛預託商法に加担しないよう業務執行し、又は業務執行を監督すべき注意義務及び任務があったのにこれを怠った。	
	I S62.4.10設立	取締役																												甲86		
	O H6.6.10設立	監査役																												乙D1		
	D H9.5.22設立	代表取締役 取締役																												甲34の3		
被告X2	X S56.12.18設立	監査役																												甲30の1	被告X2は、Xが巨額の負債を抱えており、近い将来に破綻必至であったことや、契約頭数よりも繁殖牛が不足することが常態化していたことをXが秘匿してオーナーを募集していることを認識し又は、適切な業務監査を行っていたにもかかわらず、新規オーナーの募集を取りやめよう進言する等して取締役による新規募集を止める注意義務及び任務があったのにこれを怠り、漫然と取締役らに新規オーナーの募集を続けさせた点に注意義務違反及び任務懈怠がある。	特定商品預託法は、預託等取引の対象たる特定商品の売買代金等の金額については、「預かり特定商品」と表示した上で負債として計上することを求めており、これが一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従ったものである。そうすると、Xとしては、オーナー契約の買戻債務合計額(契約額と同額)を負債として計上すべきであったところ、被告X2は、会計監査において、Xの事業報告書添付の貸借対照表及び決算報告書の貸借対照表に前記負債が計上されていないことを認識しながら、その旨を取締役会に報告することを怠った。
被告X3	X S56.12.18設立	取締役																												甲30の3	被告X3は、左欄のとおり取締役を務めるとともに、Xの総務部長兼広報室長として、会社案内、オーナー制度案内のパンフレットの作成に携わっていることからすれば、Xが預託している繁殖牛頭数が実際のオーナー契約頭数に比して不足している常況にあることを認識し、又は認識できたはずであるところ、取締役として、繁殖牛がオーナー契約頭数に足りるまでは新規募集を取りやめさせたり、繁殖牛が足りないのに足りているかのように装って新規オーナーの募集をしたりすることを止めるべき注意義務及び任務があったのにこれを怠り、漫然と新規オーナーの募集を継続させて契約を締結し続けた点に注意義務違反及び任務懈怠がある。	Xのビジネスモデルは破綻必至のものであったことからすれば、被告X3は、取締役として、このようなビジネスを早急に辞めさせるべき注意義務及び任務があったにもかかわらずこれを怠り、漫然とビジネスを継続させた点に注意義務違反及び任務懈怠がある。

被告M (X4の息子)	被告H H8.11.28設立	取締役														6/16											10/10	甲89の2	被告Mは、X4、X7の親族であり、また被告Hには被告X1、X8等Xの役員が役員を務めていたことからして、Xの違法な和牛預託商法を認識し、又は認識しえたはずであるところ、被告H、I及びFの取締役又は監査役として、これらの会社がXの損害保険業務や宣伝広告塔の役割を果たすことなどにより、Xの和牛預託商法を援助助長しないよう監督すべき注意義務及び任務があったのにこれを怠った。									
	I S62.4.10設立	取締役														1/12											4/30	甲35										
	F S61.1.11設立	監査役																			9/30					1/30	甲88の9、88の10											
被告N (被告Mの妻)	被告H H8.11.28設立	取締役																				10/10			9/1	被告N尋問	被告Nは、X4の義理の娘であり、また被告Hには被告X1やX8等Xの役員が代表取締役を務めていたことからすれば、Xが違法な和牛預託商法を行っていることを認識し、又は認識しえたところ、被告H及びJの取締役又は代表取締役として、被告HがX及び関連会社、預託牧場の畜産事業に関する保険を取り扱うこと、及びJがレストランを営営することによりXの違法な和牛預託商法を援助助長しないよう業務執行をすべき注意義務及び任務があったのにこれを怠った。											
	J H21.9.17設立	代表取締役																				9/17			7/29	被告N尋問												
被告K1 (X6の妻)	被告K H2.1.26設立	取締役														1/26																					甲38	被告K1は、Xの取締役であったX6の妻であること、及び被告Kの業務を通じて、Xが違法な和牛預託商法を行っていることを認識し、又は認識しえたはずであるところ、被告Kの取締役として、同社がX及びIと取引を行わないよう業務執行を監督すべき注意義務及び任務があったのにこれを怠った。

【被告となった会社】

(別表3)

会社名	設立年月日	会社の目的及び業務の概要	現在の状況	出資者	役員構成(抜粋)	Xに対する未収金	Xに対する未払金	Xからの借入金	証拠	被告らの事情	証拠	原告らの主張
被告K	H2.1.26	ホテルの清掃業務の請負。 ホテルI'の清掃業務も請け負っており、その売上は全体の2, 3割だった。	継続	被告K1が100パーセント出資	実質的には、被告K1の経営。 別表2-1,2-3参照	-	-	-	甲38	被告Kは、ホテルI'その他那須にあるホテルの客室清掃業務を請け負っている会社である。ホテルI'に関する売上は全体の2, 3割程度だった。	乙C23	被告Kは、Iが運営する牧場の宣伝広告等の役割を果たしていた「ホテルI'」に対して、労働者を派遣していたことからすれば、Xと一体となってXのビジネスに加担し、Xの違法な和牛預託商法を援助助長していたといえ、共同不法行為に基づく損害賠償責任を負う。
被告E	H12.7.4	Xからの預託された牛の飼育であり、Xの預託料から全売上を占めていた。	継続	被告E1, 被告E2, 被告E3が100パーセント出資	別表2-1~2-3参照	-	-	-	甲44の1ないし3	被告Eは、経営方針、営業方針について、Xの畜産部から指導を受け、また、飼育マニュアルを交付されて飼育方法を指導されていたが、経営権は被告E1が有しており、被告E2及び被告E3と話し合っていて決まっていた。Xからの借り入れはない。	乙C17, 18, 19	被告Eは、Xとの間で和牛預託契約を締結し、これに基づいて、Xのビジネスモデルにとって不可欠な和牛の飼育業務を受託してきたことからすれば、和牛預託商法自体の問題点を認識し、又は認識し得たはずであることからして、Xの違法な和牛預託商法に加担してはならなかったのに、加担した点に注意義務違反がある。
被告H	H8.11.28	損害保険代理業、生命保険の代理業等を目的とする会社であり、Xが所有又は管理する牛の損害保険、その他X及び関連会社の車両保険、火災保険、損害保険等を取り扱う保険会社の代理店業務を行っていた。	不明	不明	別表2-1~2-3参照	-	-	-	甲40, 89の1及び2, 乙D1	-	-	被告Hは、損害保険代理業や不動産賃貸管理業、労働者派遣事業などを行うことを目的として設立された会社であって、Xの本社機能がある場所と同じ場所に事務所があることからして、X及び関連会社、契約牧場の保険の取扱いや派遣事業を行っており、Xの業務を補充し促進する関係にあった。したがって、Xと一体となってXの違法な和牛預託商法を援助助長する役割を果たしていたといえ、共同不法行為に基づく損害賠償責任を負う。

【関連会社】

(別表4)

会社名	②設立年月日	③現在の状況	株主構成又は出資者	役員構成(抜粋)	Xに対する未収金	Xに対する未払金	Xからの借入金	業務内容	①ないし④の証拠等
X	S56.12.18 (商号変更H21.4.1)	H23.8.9 民事再生手続開始申立て H23.9.6 民事再生手続開始決定 H23.11.8 民事再生手続廃止決定 H23.12.9 破産手続開始決定 H26.3.12 破産手続終了	X4が100パーセント株主	別表 2-1 ～ 2-3参照				黒毛和種牛の畜産、オーナー制度の運営、食品加工販売等	甲1, 6, 8, 9, 30 の1ないし3, 50, 5 1, 52の1ないし10
J	H21.9.17	H24.11.21 破産手続開始決定	—		—	77,761円 (H25.7.16現在)	—	「J」などのレストラン業	甲41
A	H8.10.16	H24.3.28 破産手続開始決定 H25.7.16時点ではすでに破産手続終了	Xが100パーセント株主		552,990,328円 (H20.3..31現在)	959,727,061円 (H20.3..31現在)	30,927,056,692円 (H20.3..31現在)	牧場建設のために設立された現地法人であり、四つの牧場地を所有し、そこで、Xから受託した黒毛和種牛の飼育をしている。	甲1, 31, 45の3, 49, 85
B	H13.3.6 (H23.7.29 商号変更)	H24.4.18 破産手続開始決定	Xが実質100パーセント株主		724,664,915円 (H25.7.16現在)	21,586,642円 (H20.8.31現在)	5,364,668円 (H20.8.31現在)	牧場建設のために設立された現地法人であり、二つの牧場地を所有し、そこで、Xから受託した黒毛和種牛の飼育をしていた。	甲1, 32, 45の5, 49, 83の1ないし4
C	H14.9.25 (H23.7.29 商号変更)	H24.10.3 破産手続開始決定 H25.7.16時点ではすでに破産手続終了	Xが実質100パーセント株主		39,719,408円 (H20.8.31現在)	194,399,238円 (H25.7.16現在)	874,849,272円 (H25.7.16現在)	牧場建設のために設立された現地法人(農業生産法人)であり、C'牧場においてXから受託した黒毛和種牛を飼育していた。	甲1, 33, 49, 84 の1及び2
D	H9.5.22	H24.10.29解散	Xが実質100パーセント株主		—	119,334,000円 (H22. 10.1現在)	1,059,003,000円 (H22. 10.1現在)	牧場建設のために設立された現地法人であり、D牧場地において、Xから受託した黒毛和種牛の飼育をしていた。	甲1, 34の1ないし 3, 49
I	S62.4.10	H24.5.2 破産手続開始決定 H25.7.16時点ではすでに破産手続終了	Xが100パーセント株主		476,130,730円 (H25.7.16現在)	218,225,972円 (H20.2.29現在)	3,039,731,024円 (H20.2.29現在)	ホテルI'及び飲食店の経営。オーナーは割引価格でレストランや割烹を利用することができることとなっていた。	甲1, 21, 35, 45 の6, 49, 86
O	H6.6.10	H24.2.15 破産手続開始決定し、異時廃止により破産手続は終了した。	Xが100パーセント株主		257,108,462円 (H25.7.16現在)	4,035,468円 (H20.4.30現在)	132,426,876円 (H20.4.30現在)	第三セクターの観光牧場である株式会社P内のレストランを経営していた。	甲1, 45の7, 49
F	S61.1.11	H23.12.9時点 休眠会社	Iが100パーセント株主		124,347,476円 (H25.7.16現在)	299,284,000円 (H22.10.1現在)	2,046,131,000円 (H22.10.1現在)	レストラン「F'」及び「F''」を経営していた。	甲1, 39, 45の6, 49, 88の1ないし1 0
G	H17.4.19 (H23.7.29商 号変更)	H25.7.16時点 休眠会社	Xが100パーセント株主		—	—	2,286,500円 (H20.3..31現在)	登記上、商品投資に係る事業の規則に関する法律に基づく商品投資販売業等を目的としていたが、平成23年7月29日に和牛の繁殖飼育の事業等の目的に変更された。	甲43, 45の1及び 2, 49, 90